

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 2 月 12 日

「(案件名) モザンビーク国食料安全保障・栄養(IFNA)アドバイザー業務」

(公示日:2021 年 1 月 27 日/公示番号:20a00918)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	頁 17(3)3)MENU の一部として実施される栄養改善のための農業普及活動について・・・	MENU にはまだ農業分野の活動が含まれておらず、既存の母子保健・栄養と水・衛生分野の活動と組み合わせる栄養改善のための農業普及活動を、頁17の「成果2に関する活動」を通して確定させ実施するという理解でよろしいか。	MENU を構成する農業分野の活動は現在ほぼ内容が固まっており、本アドバイザー着任前の2020 年度第 4 四半期のうちにカウンターパート等により開始することを予定しています。本アドバイザーには、同活動開始後に適宜技術的な助言を行うことを期待しています。 成果 2 との関連では、上述のすでに決まっている活動に加えて実施できる栄養センシティブ化のための活動があれば本契約開始後に提案等をお願いします。
2	頁 18 2) 栄養センシティブ化のために各案件で実施する活動・・・	農業普及員や農家向け栄養改善活動の実施にかかる費用は、各案件内の活動として各案件からの支出となるのか、全て本アドバイザー案件からの支出として見積もる必要があるか。	栄養センシティブ化のために各案件で実施する活動にかかる経費は、企画競争説明書で定額(14,466千円)計上を依頼している一般業務費(一般傭人費、モザンビーク以外の国における特殊傭人費/もしくは現地再委託費、車両関連費、旅費・交通費、消耗品費、通信・運搬費、資料等作成費、会議室借上費含む)に含まれないものがあれば、別見積もりで提案をお願いします(現時点では対象国や実施する活動が未定

			であるため)。
3	頁 18 5)・・・事後のフォローアップ (・・・栄養改善活動に対する評価の確認、実施後に見られた農家の行動変容の確認等)を実施する。	頁17の成果1に関する活動部分に記載されているローカルコンサルタントによるモニタリングへの助言と、頁18の成果2に関する活動部分に記載されているフォローアップは別の活動であると理解している。モニタリングはモザンビークの MENU に紐付いた活動であって JICA 事務所が契約したローカルコンサルタント等への助言が本案件アドバイザーに求められる一方、フォローアップは他の2カ国を中心に活動後の課題に対する助言、評価の確認、農家の行動変容の把握を本案件で実施することが求められる。行動変容が起こるにはある程度時間が必要であるが、全体想定渡航回数6回の中で、フォローアップのために業務従事者が再渡航することを想定しているか。または、JICA 事務所若しくは本案件がローカルコンサルタントと契約をし、業務従事者出国後の係る業務を担当することを想定しているか。	成果 2 におけるフォローアップはモザンビーク以外の国を対象としているものであることはご理解のとおりです。 フォローアップについては、本案件にて、上述の一般業務費に含む「モザンビーク以外の国における特殊備人費／もしくは現地再委託費」で必要な現地人材の確保をしていただくことを想定しています。これに加え、日本人業務従事者も可能な範囲（全体想定渡航回数の6回の中）で現地渡航によるフォローアップができることが望ましいと考えています。
4	頁20(2)1)技術協力成果品等	啓発教材とマニュアルを成果品とする旨記載されているが、C/P 向けマニュアルについては16頁からの「6. 業務の内容」のセクションに言及されていない。どのようなものを想定しているか。	18 頁の 6. (3)6)に記載している意図で作成するもの。農業普及員等の活動の実施者が、準備・実施・事後のフォローにおいて留意すべき点などを取りまとめた、実践的で要点が分かりやすいものを想定しています。

5	<p>頁 11(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置 「なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。」</p>	<p>以下の者は、『自社の「専任の技術者」』となりえるか。不可能な場合、どのような手続きが必要か。 「自社の理事であり、現在、無所属として貴機構直営専門家に従事しており、その契約は、2021年4月初めまで。貴機構への「派遣者情報届」の提出による所属先の無所属から弊団体への変更の実施と、応札書類として、NPO 役員であることを示す書類としての「定款」と、NPO 役員を休職して JICA 専門家に参加していることを示す書類としての「無給証明書」の提出をする。」</p>	<p>ご質問に記載されている対応でよいと思います。が、企画競争説明書に記載のとおり、「なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。」</p>
---	---	---	---

以上